



監査告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年4月1日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年5月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

# 令和4年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 農政課

2. 監査の期間 令和4年4月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年6月30日（木）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

① 県の補助事業において、回議書の決裁が不備のまま県に事業承認申請をしているもの

② 県より「補助金交付決定通知」を受領しながら供覧書の起案及び調定処理が速やかに行われていないもの

(2) 文書事務について

回議書で修正液を使用しているものが見受けられた。軽微な修正を行う場合でも修正テープ等による修正は修正前の状態が明らかにならず、また誰が修正したかがわからないため責任の所在が不明確となり適正な文書管理とはいえない。見え消しで修正するなど適正な事務処理を行うべきである。

**【要望事項】** 該当なし

# 令和4年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 まちづくり推進課

2. 監査の期間 令和4年4月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年6月30日（木）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

①補助金交付事務で支出負担行為での決定権者の決裁を誤って省略しているもの

**【要望事項】**

多くの補助金及び交付金制度を実施するなかで、今後も引き続き、定期的に運用状況や実施効果等を調査・検証し、必要な要綱等の見直しを行うようお願いしたい。

# 令和4年度第1回定期監査結果報告

1. 監査の対象 都市計画課

2. 監査の期間 令和4年4月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年6月30日（木）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

**【指摘事項】** 該当なし

### **【注意事項】**

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①契約保証金の免除根拠となる添付書類に不備があるもの
- ②変更契約の取扱いに疑義があるもの
- ③郵送による見積りの手続きが適していないもの
- ④委託業務の仕様書・閲覧期間が適していないもの

## (2) 文書事務について

回議書で修正テープを使用しているものが見受けられた。軽微な修正を行う場合でも修正テープ等による修正は修正前の状態が明らかにならず、また誰が修正したかがわからないため責任の所在が不明確となり適正な文書管理とはいえない。見え消しで修正するなど適正な事務処理を行うべきである。

### **【要望事項】**

契約について、特命随意契約によるものが多く見受けられた。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由、積算根拠の妥当性については細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。